

85. 01

出願公開に伴う、「公序良俗を害するおそれのある商標」及び「公序良俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務」について

商第12条の2第2項ただし書で規定する、商標公報に掲載することが公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある「願書に記載した商標」及び「指定商品又は指定役務」と認められるものとは、以下の要件に該当するものをいう。

1. 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標

出願商標が一般世人を基準として下記に示す構成よりなるか又はその一部に含む商標と認められるときは、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標として取り扱うこととする。

- ① 猥褻、きょう激又は卑わいなもの
- ② 特定の者の名誉を毀損するもの
- ③ 特定の国又は国民を侮辱する等国際信義に反するもの
- ④ その他社会一般の道德観念に照らし反社会的と認められるもの

2. 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務

指定商品又は指定役務が下記に示すものであるときは、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるものとして取り扱うこととする。

- ① 指定されている商品が明らかに罪を犯すことを目的としたものであるもの、又は指定している役務を提供することにより明らかに罪を犯すこととなるもの
- ② 指定されている商品又は役務の表示が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある語からなるもの、又はその様な語を含むもの
公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある語とは、上記1. ①から④に該当する表示及び登録商標（指定商品又は指定役務の表示全体からみて登録商標を表示していることが明らかな場合に限る。）を表示しているものをいう。

〔説明〕

出願公開制度は、実際に商標登録出願されている内容を出願後速やかに特許庁の公的な刊行物である商標公報に掲載して、商標登録出願情報の公示を図ろうとするものであることから、出願された内容は、原則として公開公報に掲載しなければならないが、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標及び指定商品又は指定役務については公開しないこととしている（商第12条の2第2項ただし書）。

すなわち、出願されたものであるにもかかわらず、出願公開しないこととする商標及び指定商品又は指定役務については、出願公開制度の趣旨を考慮すると、それを商標公報に掲載し公表すること自体が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある場合に限るものと解される（なお、この公報の発行によって何の法的効果も発生するものではない。）。

上記趣旨を考慮して、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標及び指定商品又は指定役務に関する取扱いを定めることとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標について

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標であるか否かは、上記趣旨を考慮して、基本的にその商標の構成態様自体によって判断することとし、ここで、公開することが「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある」とは、具体的には、刑法第175条に規定する「わいせつな文書、図画」に該当するような、きょう激な文字、卑わいな図形又は国家の基本秩序を破壊するような反社会的な文字等一般世人を基準として社会一般の道徳観念に照らし反社会的と認められるものが該当するものとして取り扱うのが適切である。

したがって、その商標の使用によって公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標、又は商第4条第1項第7号に該当する商標であっても、構成態様自体が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのない商標であれば、商第12条の2第2項ただし書で規定する“公の秩序又は善良な風俗を害するおそれ”のあるものには該当しないものとなる。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務について

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務については、その商品が反社会的に使用することを目的とするものであることが明らかな場合又はその役務の提供が反社会的なものであることが明らかな場合、すなわち、犯罪の手段となる物又は犯罪を構成するような行為となるようなものについては、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものとして取り扱うものである。

更に、指定されている商品又は役務が上記の様な商品又は役務に該当しないものであっても、その表示において公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるような用語が使用（一部に含まれている場合も含む。）されているときは、その指定商品又は指定役務は公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものとして取り扱うこととする。

また、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものとして登録商標（多くは周知・著名となっている登録商標）が記載されている場合も含めているが、この取扱いは、一般的には登録商標を記載したからといって、直ちに公の秩序又は善良な風俗を害するものとはいえないとしても、商品

又は役務を表す普通名称と同様に登録商標が使用されていることから、周知・著名商標の希釈化等の弊害を生じ、また特許明細書等に断り無く登録商標を使用している場合も公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものとして取り扱われていることを考慮したものである。ただし、登録商標であることを明記している場合には公の秩序又は善良な風俗を害するものとして取り扱う必要はないものである。

なお、上記に該当するような指定商品又は指定役務は、実体審査の過程において削除補正又は適切な他の表示に補正されることにより登録可能なものとなる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○[第4条第1項第7号（公序良俗違反）の審査基準](#)